

29川監公第8号

平成29年11月10日

定期監査の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成29年3月27日付け29川監公第3号で公表した定期監査の結果の報告に基づき、川崎市長及び川崎市教育委員会教育長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員	寺岡章二
同	植村京子
同	花輪孝一
同	山田益男

29川総行革第483号

平成29年9月29日

川崎市監査委員 村田 恭輔 様

同 植村 京子 様

同 花輪 孝一 様

同 山田 益男 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成29年3月27日付け29川監報第2号で報告の提出がありました定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成28年度第2回定期（工事）監査の結果に対する措置状況

1 橋梁耐震補強工事において設計及び監督を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

扇町跨線橋において、橋台及び橋脚の橋座部に設置された変位制限構造は、道路橋示方書・同解説（公益財団法人日本道路協会編。以下「示方書」という。）に基づき設計されていたが、取付部の設計や一部部材の溶接施工が示方書に基づいたものとなっていなかった。

橋梁耐震補強工事では、既設橋の構造条件、現場条件等に応じて、部材や取付部毎に詳細な検討を要することも多いことから、示方書等の関係規定について十分に理解し、適切な設計、監督を行われたい。縁端距離が不足している変位制限構造については、大地震時にひび割れ等が生じることがないように改善されたい。

なお、橋梁耐震補強工事における変位制限構造等の取付部の設計や溶接施工については、近年、問題のある事例が全国的に確認されていることを踏まえ、設計時の留意事項等についてあらためて周知徹底を図られたい。

[措置内容]

指摘事項については、示方書等の関係規定について十分に理解し、適切な設計及び監督を行うよう、関係職員に周知徹底しました。

なお、縁端距離が不足している変位制限構造については、平成29年度に橋脚部の拡幅を行います。

今後は、橋梁耐震工事において設計及び監督を適正に行うよう努めます。

（工事番号23）（建設緑政局道路河川整備部南部都市基盤整備事務所）

2 適正な手続に基づき工事の着手を指示すべきもの

[指摘の要旨]

本工事は、別契約の東京丸子横浜線道路築造工事（以下「先行工事」という。）に
あたり関係官庁との協議により必要となった仮設信号機の設置等を行う工事におい
て、平成27年1月に契約していたが、実際には契約の約8か月前に着手されていた。

これは先行工事の変更契約を前提として着手させていたが、受注者との協議が整わ
ず変更契約に至らなかったため、本工事の契約に施工済みの工事を含めたことによる
ものであった。

あらかじめ変更契約に係る受注者との協議を整え、工事の着手を指示されたい。な
お、例外的に変更契約締結前に着手させる場合は、「発注者・受注者間における建設
業法令遵守ガイドライン」（国土交通省土地・建設産業局建設業課策定）等を参考に、
事前に契約の合意を確認されたい。

[措置内容]

指摘事項については、あらかじめ変更契約に係る受注者との協議を整えて工事の着
手を指示すること、また例外的に変更契約前に着手させる場合にも事前に契約の合意
を確認するよう関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な手続きに基づき工事の着手を指示するように努めます。

（工事番号26）（建設緑政局道路河川整備部南部都市基盤整備事務所）

3 その他改善を要するもの

ア 効率的、経済的な工事の執行について十分に検討すべきもの

[指摘の要旨]

同一のごみ焼却処理施設で、同時期に、同じ受注者に複数の工事を発注するに当た
り、一体的な施工について十分な検討が行われていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、同一の施設で同じ相手方に複数の工事を発注する場合、一体
的な工事とみなすことが合理的か検討するよう工事設計要領書を一部改訂し、関係

職員に周知徹底しました。

今後は、効率的、経済的な工事の執行について十分検討するよう努めます。

(工事番号 4、7) (環境局施設部施設整備課)

イ 現行のバリアフリー関係基準の適合状況を十分に確認すべきもの

[指摘の要旨]

公衆トイレ改修工事の設計において、現行のバリアフリー関係基準への適合について確認が十分に行われていなかったため、オストメイト対応設備が設置されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、公衆トイレ改修工事の設計にあたり現行のバリアフリー関係基準の確認を十分に行うよう関係職員に周知徹底しました。

なお、本工事の公衆トイレについては、平成 29 年度にオストメイト対応設備を設置します。

今後は、現行のバリアフリー関係基準の適合状況を十分に確認するよう努めます。

(工事番号 10) (環境局施設部施設整備課)

ウ 追加随意契約工事の積算において審査を十分に行うべきもの

[指摘の要旨]

追加随意契約工事の間接工事費の積算に用いる既契約工事の工事費を誤っていた事例

[措置内容]

指摘事項については、追加随意契約工事の間接工事費の積算に用いる既契約工事の工事費の確認を行うよう、関係職員に周知徹底しました。

今後は、追加随意契約工事の積算の審査を十分に行うよう努めます。

(工事番号 2 6) (建設緑政局道路河川整備部南部都市基盤整備事務所)

エ 再生砂の品質を確実に確認すべきもの

[指摘の要旨]

道路拡幅工事において、事前に土壤環境基準への適合等を確認していた出荷元以外の再生砂が使用されていたため、一部の再生砂の品質について確認が行われていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、「公共工事における再生コンクリート砂 (RC-10) の使用に係る特記仕様書」に基づき、確実に品質管理を行うように、元請業者への指導を徹底するよう関係職員へ周知徹底しました。

今後は、再生砂の品質の確認を確実に行うよう努めます。

(工事番号 4 3) (港湾局川崎港管理センター整備課)